

	<h1>鳥取県公報</h1>	令和3年9月14日（火） 号外第86号
		毎週火・金曜日発行

## 目 次

- ◇ 教委規則 鳥取県教育委員会証明書等交付事務規則の一部を改正する規則（9）（教育総務課）・・・2
- ◇ 病院局管理規程 鳥取県病院局事務決裁規程及び鳥取県病院局庁舎内取締等に関する規程の一部を改正する規程（3）（総務課）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・3

## 教 育 委 員 会 規 則

鳥取県教育委員会証明書等交付事務規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年9月14日

鳥取県教育委員会教育長 足 羽 英 樹

### 鳥取県教育委員会規則第9号

鳥取県教育委員会証明書等交付事務規則の一部を改正する規則

鳥取県教育委員会証明書等交付事務規則（平成19年鳥取県教育委員会規則第6号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
(申請) 第2条 略 2 略 3 申請者が教育委員会の機関に対し証明書等交付事務を求める場合において、 <u>法令又は条例の規定により当該証明書等交付事務に係る手数料を納付することとされているときは、申請者は、鳥取県会計規則（昭和39年鳥取県規則第11号）その他の規則の定めるところにより、当該証明書等交付事務に係る手数料を納付するものとする。</u>	(申請) 第2条 略 2 略 3 申請者が教育委員会の機関に対し証明書等交付事務を求める場合において、 <u>鳥取県収入証紙規則（昭和39年鳥取県規則第17号）の規定により当該証明書等交付事務に係る手数料を証紙により納付することとされているときは、申請者は、同規則の定めるところにより、納付額に相当する額の証紙を申請書にはり付けて納付するものとする。</u>

#### 附 則

この規則は、令和3年10月1日から施行する。

## 病 院 局 管 理 規 程

鳥取県病院局事務決裁規程及び鳥取県病院局庁舎内取締等に関する規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和3年9月14日

鳥取県営病院事業管理者 広 瀬 龍 一

### 鳥取県病院局管理規程第3号

鳥取県病院局事務決裁規程及び鳥取県病院局庁舎内取締等に関する規程の一部を改正する規程

(鳥取県病院局事務決裁規程の一部改正)

第1条 鳥取県病院局事務決裁規程(平成7年鳥取県病院局管理規程第4号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>別表第3(第4条関係)</p> <p style="padding-left: 20px;">局総務課長の専決事項</p> <p>1～19 略</p> <p>20 <u>特別職非常勤職員、会計年度任用職員</u>及び臨時的任用職員に係るもので次に掲げるもの</p> <p style="padding-left: 20px;">(1)・(2) 略</p> <p>21 略</p> <p>別表第4(第6条関係)</p> <p style="padding-left: 20px;">局長の委任決裁事項 略</p> <p style="padding-left: 20px;">局総務課長の委任決裁事項 略</p> <p style="padding-left: 20px;">病院長の委任決裁事項</p> <p>1～9 略</p> <p>10 <u>特別職非常勤職員、会計年度任用職員</u>及び臨時的任用職員に係るもので次に掲げるもの</p> <p style="padding-left: 20px;">(1)・(2) 略</p> <p>11～18 略</p> <p>19 鳥取県病院局財務規程(平成7年鳥取県病院局管理規程第12号。以下「財務規程」という。)第70条の規定によりその例によることとされる鳥取県建設工事執行規則(昭和48年鳥取県規則第66号)に基づく事務のうち次に掲げるもの</p> <p style="padding-left: 20px;">(1)～(4) 略</p> <p style="padding-left: 20px;">(5) 第58条第1項の規定による<u>目的物の修補若しくは代替物の引渡しによる履行の追完の請求又は同条第3項の規定による代金の減額の請求</u></p> <p style="padding-left: 20px;">(6)～(10) 略</p> <p style="padding-left: 20px;">(11) <u>第71条の4第1項</u>の規定による請負代金の支払</p>	<p>別表第3(第4条関係)</p> <p style="padding-left: 20px;">局総務課長の専決事項</p> <p>1～19 略</p> <p>20 <u>非常勤職員</u>及び臨時的任用職員に係るもので次に掲げるもの</p> <p style="padding-left: 20px;">(1)・(2) 略</p> <p>21 略</p> <p>別表第4(第6条関係)</p> <p style="padding-left: 20px;">局長の委任決裁事項 略</p> <p style="padding-left: 20px;">局総務課長の委任決裁事項 略</p> <p style="padding-left: 20px;">病院長の委任決裁事項</p> <p>1～9 略</p> <p>10 <u>非常勤職員</u>及び臨時的任用職員に係るもので次に掲げるもの</p> <p style="padding-left: 20px;">(1)・(2) 略</p> <p>11～18 略</p> <p>19 鳥取県病院局財務規程(平成7年鳥取県病院局管理規程第12号。以下「財務規程」という。)第70条の規定によりその例によることとされる鳥取県建設工事執行規則(昭和48年鳥取県規則第66号)に基づく事務のうち次に掲げるもの</p> <p style="padding-left: 20px;">(1)～(4) 略</p> <p style="padding-left: 20px;">(5) 第58条第1項の規定による<u>瑕疵の修補又は損害の賠償の請求</u></p> <p style="padding-left: 20px;">(6)～(10) 略</p> <p style="padding-left: 20px;">(11) <u>第72条第1項</u>の規定による請負代金の支払</p>

<p>(12) <u>第71条の5第1項の規定による損害の賠償の請求又は同条第5項の規定による第59条第2項に規定する率で計算して得た額の請求</u></p> <p>(13) <u>第71条の5第6項の規定による契約保証金の違約金への充当</u></p> <p>20～28 略</p> <p>29 <u>鳥取県病院局庁舎管理規程</u>（平成7年鳥取県病院局管理規程第10号）の規定により準用する<u>鳥取県庁舎管理規則</u>（昭和31年鳥取県規則第77号）に基づく管理者の権限に属する事務のうち次に掲げるもの                  (1)・(2) 略</p> <p>30 <u>鳥取県病院局庁舎管理規程</u>の規定により準用する<u>県有建物に関する広告物等取扱規程</u>（昭和24年鳥取県訓令甲第15号）<u>第1条</u>の規定による庁舎又は構内における広告物の表示又はこれに関する物件の設置の許可</p> <p>31～35 略</p>	<p>20～28 略</p> <p>29 <u>鳥取県病院局庁舎内取締等に関する規程</u>（平成7年鳥取県病院局管理規程第10号）の規定により準用する<u>鳥取県庁内取締に関する規則</u>（昭和31年鳥取県規則第77号）に基づく管理者の権限に属する事務のうち次に掲げるもの                  (1)・(2) 略</p> <p>30 <u>鳥取県病院局庁舎内取締等に関する規程</u>の規定により準用する<u>県有建物に関する広告物取扱規程</u>（昭和24年鳥取県内訓甲第15号）<u>第1条</u>の規定による庁舎又は構内における広告物の表示又はこれに関する物件の設置の許可</p> <p>31～35 略</p>
--	---

（鳥取県病院局庁舎内取締等に関する規程の一部改正）

第2条 鳥取県病院局庁舎内取締等に関する規程（平成7年鳥取県病院局管理規程第10号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p><u>鳥取県病院局庁舎管理規程</u></p> <p>鳥取県病院局の<u>庁舎における美観の保持、秩序の維持、防火等</u>庁舎の管理に関する事項については、別に定めるもののほか、<u>鳥取県庁舎管理規則</u>（昭和31年鳥取県規則第77号）、<u>県有建物に関する広告物等取扱規程</u>（昭和24年鳥取県訓令甲第15号）及び<u>県が管理する建物に関する防火規程</u>（昭和27年内訓第125号）の規定の例による。</p>	<p><u>鳥取県病院局庁舎内取締等に関する規程</u></p> <p>鳥取県病院局の<u>庁舎内の取締及び防火等</u>庁舎の管理に関する事項については、別に定めるもののほか、<u>鳥取県庁内取締に関する規則</u>（昭和31年10月鳥取県規則第77号）、<u>県有建物に関する広告物等取扱規程</u>（昭和24年9月鳥取県訓令甲第15号）及び<u>県が管理する建物に関する防火規程</u>（昭和27年3月内訓第125号）の規定の例による。</p>

附 則

この規程は、公布の日から施行する。